

○千葉市民ゴルフ場管理規則

平成24年3月30日

規則第21号

改正 平成25年2月18日規則第4号

平成27年3月27日規則第11号

平成28年3月31日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉市民ゴルフ場設置管理条例（平成19年千葉市条例第46号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、千葉市民ゴルフ場（以下「ゴルフ場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定によりゴルフ場の施設の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、千葉市民ゴルフ場使用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

(行為許可の申請)

第3条 条例第10条第1項（同条第2項の規定により準用される条例第7条第1項後段の規定を含む。第5条において同じ。）の規定による行為の許可（以下「行為許可」という。）を受けようとする者は、千葉市民ゴルフ場行為許可申請書（様式第2号）を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その結果を千葉市民ゴルフ場行為許可・不許可通知書（様式第3号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(使用等の取消し)

第4条 使用許可又は行為許可を受けた者が、当該許可を受けた行為を行うことを取り消すときは、あらかじめ、千葉市民ゴルフ場使用・行為取消届（様式第4号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（許可の取消し）

第5条 指定管理者は、条例第7条第1項又は条例第10条第1項の規定による許可を取り消したときは、千葉市民ゴルフ場許可取消通知書（様式第5号）により当該許可を受けた者に通知するものとする。

（施設の変更の申請）

第6条 条例第12条第1項の規定による承認を受けようとする者は、千葉市民ゴルフ場施設原状変更承認申請書（様式第6号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その結果を千葉市民ゴルフ場施設原状変更承認・不承認通知書（様式第7号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（利用料金の減額）

第7条 条例第14条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、この場合において、ゴルフコースの使用に係る利用料金の額の2割に相当する額を減額する。

（1）次に掲げる手帳の交付を受けている者が、当該手帳を提示してゴルフ場の施設のうちゴルフコースを使用する場合

ア身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳

イ精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

ウ市長が発行する療育手帳

(2) 前号に掲げる場合のほか、特に必要がある場合として市長が定める場合

(平成25規則4・一部改正)

(利用料金の返還)

第8条 条例第15条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 災害その他使用許可又は行為許可を受けた者の責めに帰することができない理由により、使用等ができなくなった場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合

(公告)

第9条 市長は、条例第16条第1項の規定により指定管理者を公募しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) ゴルフ場の名称及び所在地

(2) 指定管理者が行う業務の範囲及びゴルフ場の管理の基準

(3) 指定管理者にゴルフ場の管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）

(4) 条例第16条第3項の規定による申請（以下「指定申請」という。）に必要な書類の内容

(5) 指定申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）及び次条第1項に規定する申請書の提出先

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定申請)

第10条 指定申請は、申請期間内に千葉市民ゴルフ場指定管理者指定申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 指定期間に属する各年度におけるゴルフ場の管理に関する事業計画書

及び収支予算書

(2) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表及び損益計算書、収支計算書又はこれらに類する書類（以下この号において「損益計算書等」という。）。ただし、成立の日の属する年度以後3事業年度を経過していない法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあつては、その成立後全ての貸借対照表及び損益計算書等並びに成立の日における貸借対照表又は財産目録

(3) 定款、規約その他これらに類する書類及び成立に登記を要する法人等にあつては、当該法人等の登記事項証明書

(4) 役員（代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項第1号に掲げる書類及び同項第5号に掲げる書類のうち市長が指定したものについて、申請期間内に提出することを要しないこととすることができる。この場合において、同項の規定により指定申請をした者は、市長が定める期日までに、これらの書類を市長に提出しなければならない。

（平成27規則11・一部改正）

（指定）

第11条 市長は、条例第16条第4項の規定により指定管理者を指定したときは、千葉市民ゴルフ場指定管理者指定書（様式第9号）を指定した法人等に交付するものとする。

2 市長は、条例第16条第4項に規定する法人等でないと認めて、指定管理者として指定しないときは、千葉市民ゴルフ場指定管理者不指定通知書（様式第10号）を当該法人等に交付するものとする。

（告示）

第12条 条例第16条第5項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) ゴルフ場の名称
  - (2) 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
  - (3) 指定管理者を指定した場合にあっては、指定期間
  - (4) 指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部を停止した場合にあっては、その理由
  - (5) 管理の業務の一部を停止した場合にあっては、当該停止した業務の範囲
- (協定の締結)

第13条 指定管理者は、市長とゴルフ場の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) ゴルフ場の管理に関する事業計画に関する事項
  - (2) 使用許可及び行為許可に関する事項
  - (3) 利用料金に関する事項
  - (4) ゴルフ場の管理に要する費用に関する事項
  - (5) ゴルフ場の管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
  - (6) ゴルフ場の管理に関して保有する情報の公開に関する事項
  - (7) 事業報告書（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書をいう。以下同じ。）その他ゴルフ場の管理に関する業務の報告に関する事項
  - (8) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (事業報告書)

第14条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、事業報告書にゴルフ場の管理に関する収支決算書を添付して、市長に提出しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、ゴルフ場の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に千葉市教育委員会組織規則等の一部を改正する等の規則（平成24年千葉市教育委員会規則第2号）第10条第6号の規定による廃止前の千葉市民ゴルフ場管理規則（平成19年千葉市教育委員会規則第11号）の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成25年2月18日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第11号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第26号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様式第 1 号

年 月 日

千葉県市民ゴルフ場使用許可申請書（新規・変更）

（あて先）千葉県市民ゴルフ場  
指定管理者

千葉県市民ゴルフ場の施設の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

氏 名	(男・女)	
生 年 月 日	年 月 日	
住 所		
連絡先電話番号		
連 絡 先 メールアドレス	@	
使 用 施 設		
使 用 日 時	年 月 日 時 分	
変 更 す る 項 目 及 変 更 後 の 内 容	許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	
	変 更 す る 項 目	
	変 更 後 の 内 容	
※指定管理者使用欄		
受付番号：		
暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可等の決定に当たり、暴力団員による使用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。		
許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。		

様式第2号

年 月 日

千葉市民ゴルフ場行為許可申請書（新規・変更）

（あて先）千葉市民ゴルフ場  
指定管理者

申請者  
住所  
団体名  
氏名  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス @

千葉市民ゴルフ場における行為許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為をする場所		
行為の内容		
行為の期間 及び時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
変更する項目 及び 変更後の内容	許可年月日 及び許可番号	
	変更する項目	
	変更後の内容	
※指定管理者使用欄		
受付番号：		
暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可等の決定に当たり、暴力団員による使用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。 許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。		



様式第3号

第 号  
年 月 日

千葉市民ゴルフ場行為許可・不許可通知書

様

千葉市民ゴルフ場指定管理者  
(指定管理者の名称及び代表者氏名) ㊤

年 月 日付けであった千葉市民ゴルフ場における行為許可の申請

許可する

(新規・変更)について、次のとおり ので通知します。

許可しない

行為をする場所	
行為の内容	
行為の期間及び時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
行為許可利用料金の額	円
許可しない理由	
備考	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第4号

年 月 日

千葉市民ゴルフ場使用・行為取消届

(あて先) 千葉市民ゴルフ場  
指定管理者

申請者 住所  
団体名  
氏名  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス @

千葉市民ゴルフ場の施設の使用  
次のとおり を取り消します。  
 千葉市民ゴルフ場における行為の実施

1 千葉市民ゴルフ場の施設の使用

使 用 施 設	<input type="checkbox"/> ゴルフコース	<input type="checkbox"/> ショット練習場
使 用 日 時	年 月 日 時 分	
使用を取り消す理由		

2 千葉市民ゴルフ場における行為の実施

行 為 を す る 場	
行 為 の 内 容	
行 為 の 期 間 及 び 時 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
行 為 の 実 施 を 取 り 消 す 理 由	

※指定管理者使用欄

受付番号：

様式第5号

第 号  
年 月 日

千葉市民ゴルフ場許可取消通知書

様

千葉市民ゴルフ場指定管理者  
(指定管理者の名称及び代表者氏名) ㊤

□千葉市民ゴルフ場の施設の使用許可  
次のとおり、  
□千葉市民ゴルフ場における行為許可  
を取り消しましたので通  
知します。

1 取り消した許可の内容

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
使用施設	<input type="checkbox"/> ゴルフコース <input type="checkbox"/> ショット練習場
使用日時	年 月 日 時 分
行為をする場所	
行為の内容	
行為の期間及び時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

2 許可を取り消した理由

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第 6 号

年 月 日

千葉市民ゴルフ場施設原状変更承認申請書

(あて先) 千葉市民ゴルフ場  
指定管理者

申請者 住所  
団体名  
氏名  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス @

千葉市民ゴルフ場の施設の原状を変更することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

変更する内容	
変更する理由	
※指定管理者使用欄	
受付番号：	

様式第7号

第 号  
年 月 日

千葉県市民ゴルフ場施設原状変更承認・不承認通知書

様

千葉県市民ゴルフ場指定管理者  
(指定管理者の名称及び代表者氏名) ㊤

年 月 日付で申請のあった千葉県市民ゴルフ場の施設の原状を  
□承認する  
更することの承認については、次のとおり □承認しない  
ので通知します。

1 申請の内容

使 用 施 設	<input type="checkbox"/> ゴルフコース <input type="checkbox"/> クラブハウス <input type="checkbox"/> ショット練習場 <input type="checkbox"/> その他 (                      )
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 人 数	人
変更する場所及びその内容	

2 承認の条件

- 千葉県市民ゴルフ場の施設の使用を終了したときは、指定管理者の指示に従い施設を原状に回復してください。
- 施設の原状の変更及び使用後の施設の原状回復に要する費用は、申請者が負担してください。

3 承認しない理由

--

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第8号

年 月 日

千葉市民ゴルフ場指定管理者指定申請書

(あて先) 千葉市長

申請者	所在地	
	名称	
	代表者の氏名	㊟
	連絡先電話番号	
	連絡先メールアドレス	@
	担当者の氏名	

千葉市民ゴルフ場の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

様式第9号

千葉市指令 第 号

千葉市民ゴルフ場指定管理者指定書

様

次のとおり千葉市民ゴルフ場の指定管理者として指定します。

年 月 日

千葉市長 印

1 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 指定の条件

様式第10号

千葉市指令 第 号

千葉市民ゴルフ場指定管理者不指定通知書

様

年 月 日付けで申請のあった千葉市民ゴルフ場の指定  
管理者の指定については、次の理由により指定しないので、通知しま  
す。

年 月 日

千葉市長 印

理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った  
日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることが  
できます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知っ  
た日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起す  
ることができます。



様式第1号

様式第2号

様式第3号

(平成28規則26・一部改正)

様式第4号

様式第5号

(平成28規則26・一部改正)

様式第6号

様式第7号

(平成28規則26・一部改正)

様式第8号

様式第9号

(平成28規則26・一部改正)

様式第10号

(平成28規則26・一部改正)